

第2回 岐阜市観光振興検討委員会

令和6年7月19日(金)
ぎふ魅力づくり推進部

【目次】

(1) 第1回委員会の確認事項	・・・ 3
(2) 財源検討部会からの報告	・・・ 5
①部会の開催経緯	
②財源候補の整理	
③宿泊税の詳細検討	
④財源検討の考え方に沿った整理(まとめ)	
(3) 今後の検討の進め方	・・・26

(1) 第1回委員会の確認事項

観光振興の取り組みの方向性

- ①観光産業は裾野が広く、市にとって重要な産業である
- ②観光ビジョンの実現に向け、市民の宝である鶺鴒や岐阜城を基軸とした「本物志向の観光まちづくり」に継続的に取り組むとともに、様々な観光振興策を強化・拡充していくべき
- ③人口減少・少子高齢化の進行に伴い、税収の伸び悩みに加え、社会保障費等の増加により、厳しい財政状況に直面している



持続的な観光振興に必要な予算を確保し続けるためには、従来の財源に頼らない新たな観光振興財源を確保する必要がある

財源検討にあたっての考え方

- ①財源の負担者・・・観光資源、サービスを楽しむ観光客
- ②財源の使途・・・観光分野は裾野が広い幅広い事業を対象
- ③財源の規模・・・平均的な経費の約1割(1億円程度)

(1) 第1回委員会の確認事項

観光振興財源の候補

種類	内容		事例
手数料	特定の者が提供する役務に対し、対価として徴収するもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料 ・住民票発行手数料
分担金 負担金	地方公共団体が行う特定の事業に必要な経費に充てるため、特に利益を受ける者から、受益の限度の範囲で徴収するもの		重要文化的景観整備事業分担金
使用料	行政財産の使用や公の施設の利用の際に徴収するもの		観光施設入場料
寄附金 協力金	事業の必要経費に充てるため、相当の給付を行うことなく金銭その他財産の給付を受けるもの		<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税 ・クラウドファンディング
地方税 (目的税)	法定 目的税	地方税法上、地方団体が「課するもの」と規定されている税	<ul style="list-style-type: none"> ・入湯税 (消防施設整備、観光振興等に活用) ・事業所税 (教育文化施設整備、水路整備等に活用) ・都市計画税 (市街地開発、公園整備等に活用)
	法定外 目的税	条例で定めて新設可 新設には総務大臣の同意が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊税 (東京都など9自治体で導入) ・乗鞍環境保全税 (岐阜県で導入)



これらの特定財源を候補として、部会において検討を進めることとした

(2) 財源検討部会からの報告

① 部会の開催経緯

開催日		協議内容
第1回	4月10日	今後の議論のために揃えるべき資料について
第2回	5月22日	財源候補策の整理 (新規財源としての議論の対象となるか)
第3回	6月28日	宿泊税の詳細検討 (財源の負担者、規模、用途について再整理)



新たな観光振興財源の確保策として
宿泊税が最も適しているという結論に至った

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(手数料)

特定人に地方公共団体が提供する役務について、その役務の受益が特定人に限られてくることに着目して、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担させるもの。
(出典:地方公共団体歳入歳出科目解説)

一般的な手数料の事例：住民票写し等交付手数料、粗大ごみ処理手数料

考えられる方策	①現行制度の値上げ ②新設
規 模	提供される役務による
安 定 性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
受益者負担	役務の提供を受ける者であり、明確
性 質	・手数料徴収により一定額の歳入確保が可能 ・特定役務の原価(人件費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき



観光振興にかかる手数料が現状では設定されていないため、対象外

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(分担金・負担金)

地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収するもの。

※分担金、負担金ともに同様の内容で用いられており、用語の使い分けは不明確

(出典:地方公共団体歳入歳出科目解説)

一般的な分担金・負担金の事例：土地改良事業分担金、下水道事業受益者負担金

考えられる方策	①現行制度の値上げ ⇒該当する事業(プロジェクト)がない ②新設 ⇒該当する事業(プロジェクト)がない
規模	実施する事業による
安定性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
受益者負担	事業等の参画者であり、明確
性質	・分担金(負担金)徴収により一定額の歳入確保が可能 ・事業等の原価(必要経費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき ・特定の事業を立ち上げる際に、既存財源と合わせ効果や採算性等を踏まえ検討



該当する事業がないため、対象外

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(使用料)

- ・特定の受益を有する特定人がその実費負担的な意味で徴収される
- ・原則として受益の程度に応じ実費弁償的に必要な最低限度の金額にとどめるべきであり、同様の理由で貧富の差など応能的な見地から差等を設けることはできない
(出典:地方公共団体歳入歳出科目解説)

一般的な使用料の事例：施設入場料、市立体育館使用料

考えられる方策	①既存施設の値上げ ②新設 ⇒ 予定なし
規模	・岐阜城 256,704人 ・鵜飼観覧船(乗合船) 18,481人 ・長良川鵜飼伝承館 23,481人 ・歴史博物館 52,178人 ・岐阜公園駐車場 131,718台 ※いずれもR5年実績
安定性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
受益者負担	施設等の利用者であり、明確
性質	・使用料徴収により一定額の収入確保が可能 ・施設等の原価(維持管理費等)に充てるものであり、既存財源の中で管理すべき ・市全体で統一的な算定基準を定めており、観光関連施設だけで判断ができない



施設の性質に応じた受益者負担の適正化の観点から統一的な基準に基づき
市全体で議論すべきもの

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(寄附金・協力金)

当該地方公共団体以外の者から受ける金銭の無償譲渡
用途を特定しない一般寄附金と用途を限定した指定寄付金がある

(出典:地方公共団体歳入歳出科目解説)

一般的な寄附金の事例：ふるさと納税、クラウドファンディング

考えられる方策	ふるさと納税(クラウドファンディングを含む) ⇒新設の余地あり
規模	事業等による
安定性	強制力がなく、納入者も不定のため安定性を欠き、 見込みも困難
受益者負担	事業等の受益者に限られない
性質	・特定の事業等のために臨時的かつ広範囲から資金を集める のに効果的な手法 ・想定を超えた集金ができる可能性がある一方、任意である ためリスクも大きい



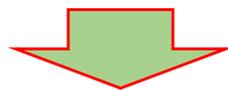
収入額が不安定であり、観光振興の恒久財源としてはそぐわない

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(法定目的税(入湯税))

地方税法上、地方公共団体が全国一律で「課するもの」、「課することができる」と規定されている法定目的税のうち、観光振興に充てられるのは入湯税のみ

考えられる方策	入湯税の超過課税(標準税率:150円)
規模	鉱泉利用施設: 8施設 R4年度入湯客数: 230,671人 R4年度収入額: 34,601千円
安定性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
行為と負担	温泉施設利用者(宿泊者)が負担 (1,000円以下の日帰り入浴は課税免除)
性質	税金として一定額の歳入確保を図り、観光振興に充てる ことが可能
検証	超過課税(50~100円)を適用した場合: ⇒①宿泊事業者の間でごく一部のみが値上げになり、 不公平感がある ②増税効果が1,200万~2,300万円と小規模



課税対象が少なく、財源規模も小さいなど、
観光振興の恒久財源としては考えにくい

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理 (法定外目的税)

- ・地方税法に定める税目以外で、条例に基づき課することができるもの
- ・新設にあたっては、総務大臣による「協議・同意」が必要

考えられる方策	①既存の法定外目的税の値上げ ⇒ なし ②新たな法定外目的税の導入
---------	--------------------------------------

・様々な観光行動から検証 (☞ P.12)

・他都市の導入事例から検証 (☞ P.13)

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(法定外目的税)

法定外目的税の課税対象となりうる観光行動

観光行動	課税対象	課税対象者の把握
入 域	岐阜市内への来訪	全ての入域の把握は不可能
交通機関利用	交通機関の利用 (鉄道、バス、タクシー等)	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
駐車場利用	有料駐車場の利用	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
飲 食	飲食店等での飲食	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難
宿 泊	ホテル・旅館等への宿泊	他の観光行動と比べて、日常生活での利用が少ない
お土産購入	土産店等での土産購入	・観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難 ・「お土産」の定義が各々で異なるため、範囲を明確にできない
その他体験	登山、釣り等の体験活動	観光目的での利用か日常生活での利用かの把握が困難



宿泊行動以外は、観光目的か日常利用かの把握が困難

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(法定外目的税)

<参考> 宿泊税以外の法定外目的税の他自治体における導入事例

名称	導入自治体	施行日	用途	税率	負担者	税収(千円)
乗鞍環境 保全税	岐阜県	H15.4.1	乗鞍地域の自然環境の 保全にかかる施策に要 する費用	観光バス 3,000円 一般乗合バス 2,000円 自動車 定員11~29人 1,500円 定員10人以下 300円	駐車場利用者	(R4年度) 8,152
遊漁税	山梨県 富士河口湖町	H15.11.15	河口湖及びその周辺地 域における環境の保全、 環境の美化及び施設の 整備の費用	100円	河口湖での遊 漁行為を行う者	(R5年度) 10,324
環境協力税	沖縄県 伊是名村	H17.4.25	環境の美化、環境の保 全及び観光施設の維持 整備に要する費用	100円	伊是名島、伊平 屋島、渡嘉敷島 への訪問者	(R3年度) 伊是名村 3,000
	沖縄県 伊平屋村	H20.7.1				伊平屋村 2,000
	沖縄県 渡嘉敷村	H23.4.1				渡嘉敷村 6,000
美ら島税	沖縄県 座間味村	H30.4.1	環境の美化、保全及び 観光施設の維持整備に 要する費用	100円/人・回	座間味島、阿嘉 島、慶留間島及 び外地島への 訪問者	(R3年度) 3,000



宿泊税以外は各導入地域に限定的な事情によるものであり、
岐阜市にはあてはまらない

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(法定外目的税)

考えられる方策	宿泊税の導入
規模	旅館業法による届出施設(ホテル・旅館等):100施設 住宅宿泊事業法による届出施設(民泊) : 12施設 宿泊者数:約70万人/年
安定性	制度で規定するため、概ね安定的に見込むことが可能
行為と負担	宿泊施設利用者(宿泊者)が負担
性質	税収として一定額の歳入確保を図り、観光振興に充てることが可能
検証	宿泊税(100円~200円)を課した場合 ⇒①宿泊事業者の間で概ね公平に実質値上げとなる ②課税効果が7,000万~1億4,000万円と大きい ③宿泊税の導入による宿泊客数への影響は見られない



宿泊税を観光振興の恒久的な財源として、
引き続き詳細な検討を進める

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(まとめ)

手数料	観光振興にかかる手数料が現状では設定されていないため、対象外	
分担金 負担金	該当する事業がないため、対象外	
使用料	施設の性質に応じた受益者負担の適正化の観点から統一的な基準に基づき市全体で議論すべきもの	
寄附金 協力金	収入額が不安定であり、観光振興の恒久的な財源としてはそぐわない	
地方税	法定目的税 (入湯税の超過課税)	課税対象が少なく、財源規模も小さいなど、観光振興の恒久財源としては考えにくい
	法定外目的税 (宿泊税)	宿泊税を観光振興の恒久的な財源として、引き続き詳細な検討を進める

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方① 財源の負担者)

【財源負担を宿泊者に求めることの妥当性は？】

宿泊客は日帰り客に比べ、滞在時間が長く様々な観光行動を伴う

① サービスをより多く享受する

滞在時間が長いことで、宿泊のみならず様々な観光サービスをより多く享受する可能性が高い

② 一般的に消費力が高い

宿泊客は食事、買い物、観光施設の利用に加え、宿泊代がかかる
→ 一般的に日帰り客よりも多くの消費を行う傾向 (→ 17ページ参照)
→ 一定の担税力がある



宿泊客に負担を求めることは妥当

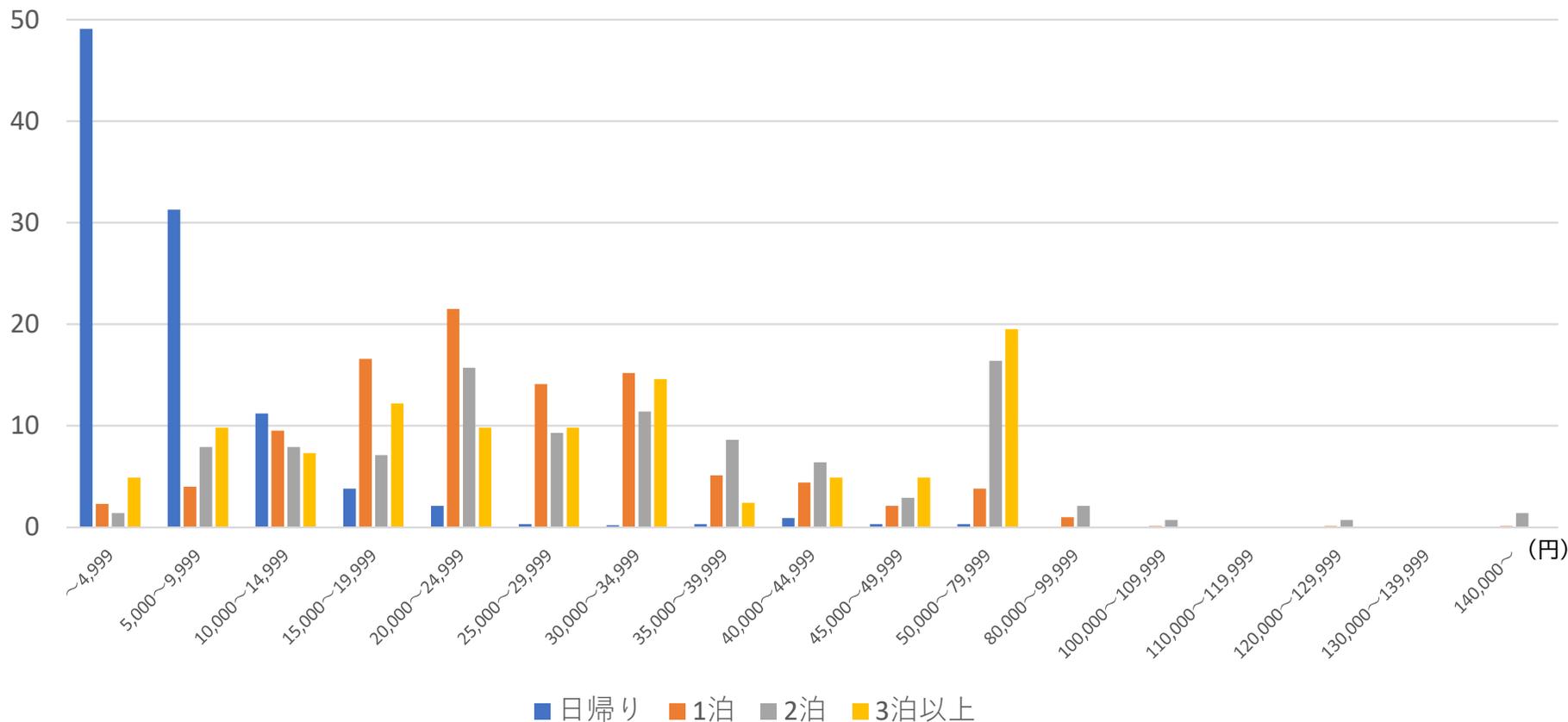
(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方① 財源の負担者)

<参考> 岐阜市における滞在日数別一人当たり消費額

出典: 2023岐阜市日本遺産観光アンケート

60 (%)



宿泊日数が長い人ほど消費額が高い傾向

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方① 財源の負担者)

【租税3原則からの妥当性の検証】

公平：様々な状況にある人々が、それぞれの担税力に応じて負担する(内閣府HP)

- ・観光客の中でも傾向として消費力が高く担税力があると考えられる宿泊者が負担
- ・すべての宿泊者が課税対象
→ 公平性がある

中立：税制が個人や企業の経済活動を歪めてはいけない(内閣府HP)

- ・他の自治体の事例をみても、宿泊税の導入による宿泊者数の大きな影響は見られず、経済活動が歪められていることはない(☞ P.19)
→ 中立性がある

簡素：税制の仕組みを出来るだけ簡素なものとする(内閣府HP)

- ・課税対象者は宿泊者、特別徴収義務者(納税者)は宿泊事業者であり簡易
- ・宿泊料金に加算する形で徴収するため、課税プロセスが比較的簡単で効率的
- ・特別徴収義務者が宿泊施設であり明確かつ総数の大幅な変動が少ない
→ 税制の仕組みが簡素である

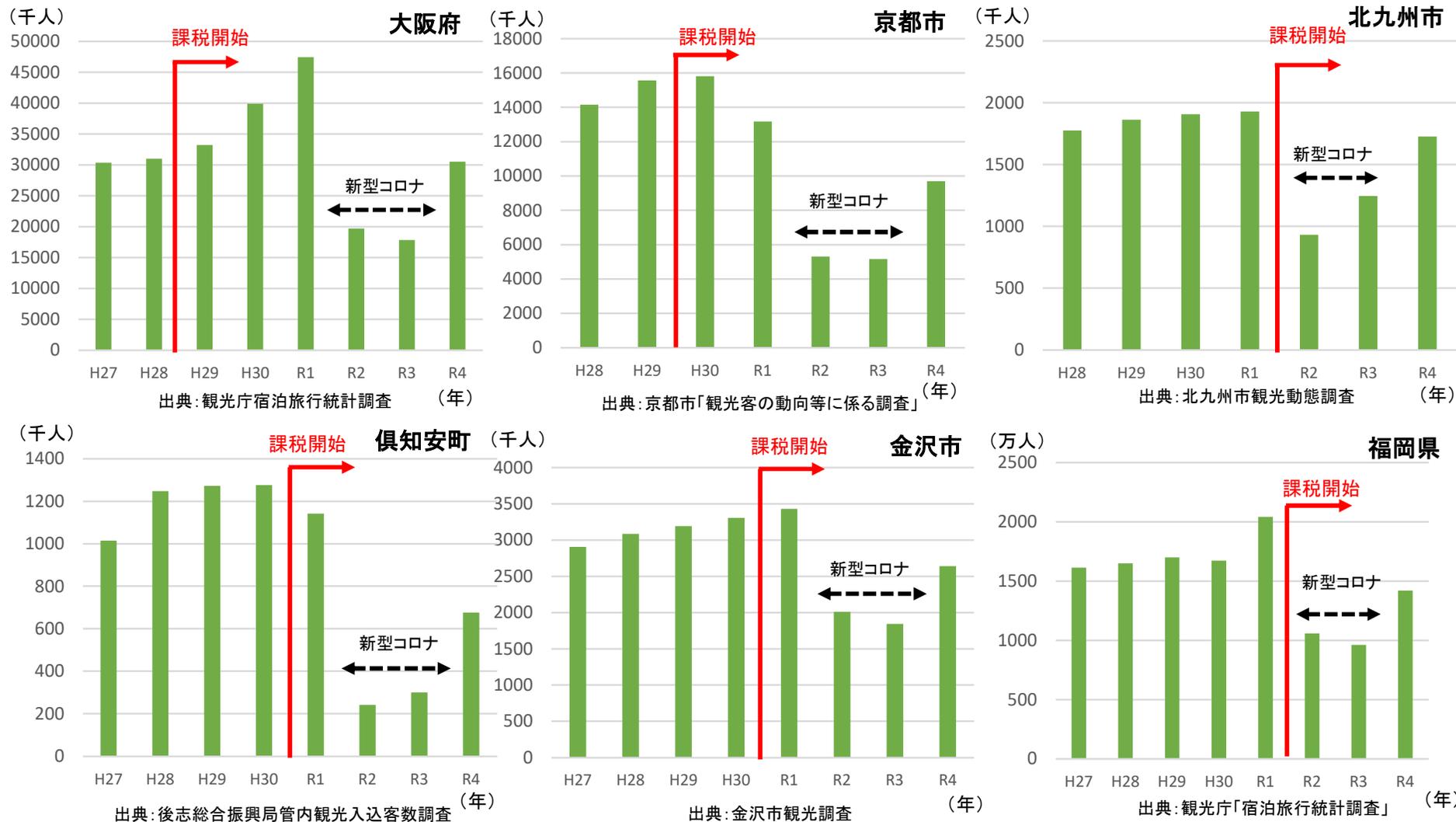


宿泊税は租税3原則に照らしても妥当

(2) 財源検討部会からの報告

② 財源候補の整理(法定外目的税)

< 参考 > 宿泊税導入自治体の宿泊者数推移



宿泊税の導入による宿泊者数への大きな影響は見られない

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方② 財源の使途)

できるだけ幅広い事業を対象 (第1回委員会)

再整理

- ・中期財政計画に見込んでいる事業は既存の財源の中で対応すべき
- ・新たな財源を充当する対象は
 - ・中期財政計画に含まれていない大型事業
 - ・それ以外の新規、拡充事業
 - ・非常時の対策事業 など

- ・新規、拡充事業により、本市の観光資源をさらに充実
- ・非常時対策により、本市の観光資源をしっかりと継承

⇒ 岐阜市における観光の満足度向上により観光客に還元

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方② 財源の使途)

今後、新たな財源を充当すべき市の施策(案)

	事業内容	金額
一時経費	観光資源の創出、魅力向上に資する事業	20,000千円
経常経費	観光客に選ばれるまち — 誘客促進・プロモーション事業	50,000千円
	何度でも訪れたくなるまち—おもてなし力向上事業	70,000千円
	非常時への対策事業	50,000千円
		合計 170,000千円



1億5,000万円～2億円程度の規模を想定

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方③ 財源の規模)

毎年度の一般会計と特別会計を合わせた、
臨時経費を除く平均的予算の約1割(1億円程度) (第1回委員会)



想定する新規、拡大事業及び非常時対策の事業費
1億5,000万円～2億円程度



これに見合った規模の財源が必要

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方③ 財源の規模)

<参考> 他自治体における宿泊税の税額、収入額

導入自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市		
施行日	H14.10.1	H29.1.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.11.1	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1	R5.4.1		
宿泊料金(1人1泊)	~6,999円	非課税	非課税	200円	2% (定率制)	200円 福岡・北九州 は50円	200円 (うち県50円)	200円 (うち県50円)	100円		
	7,000円 ~9,999円		100円							200円	
	10,000円 ~14,999円	100円	200円	200円					200円		
	15,000円 ~19,999円	200円	200円	500円					500円	500円 (うち県50円)	500円
	20,000円 ~49,999円		300円	500円					500円		
	50,000円~			1,000円							
R4年度収入額 (千円)	1,600,000	1,059,997	3,046,000	771,859	243,700	1,261,904	1,914,701	330,107	370,000 (R5年度~ 施行のため 見込額)		



- ・税額は200円が主流
- ・宿泊料金によって税額を段階的に分けている自治体が多い

(2) 財源検討部会からの報告

③ 宿泊税の詳細検討(財源検討の考え方③ 財源の規模)

【税額のシミュレーション】

- ・宿泊者数は観光庁宿泊旅行統計調査による令和5年宿泊者数59万人で算出
- ・税額は他都市で主流となっている200円の前線で試算

税額 (円/人)	収入額 (円)
100円	59,000,000
150円	88,500,000
200円	118,000,000
250円	147,500,000
300円	177,000,000



宿泊税により、想定する事業費の確保が概ね可能
(詳細な制度設計は今後検討)

(2) 財源検討部会からの報告

財源検討の考え方に沿った整理(まとめ)

●財源の負担者

- ・宿泊客は日帰り客より滞在時間が長く、様々な観光サービスをより多く享受することから、一般的に消費金額が高く、担税力があると考えられる
- ・租税3原則の「公平・中立・簡素」に照らしても妥当



宿泊客に負担を求めることは妥当であると考えられる

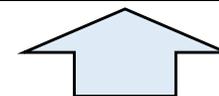
●財源の用途

●財源の規模

- ・新規、拡大、非常時対応の事業への充当を想定
- ・シミュレーション上は想定する事業費の確保が概ね可能

この先の検討事項

- ・今後の観光施策の方向性
(宿泊税の用途及び事業規模)
- ・税制度の詳細設計
(税額、非課税対象者、特別徴収義務者に対する支援 など)



新たな観光振興財源の確保策として
宿泊税が最も適しているという結論に至った

(3) 今後の検討の進め方(案)

<確認事項>

- ・引き続き部会で詳細を検討
- ・委員の中から、必要に応じ部会に招聘

スケジュール

年度	2024 (令和6)												2025 (令和7)
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
	観光振興検討委員会① (4/10) 財源検討部会① (〃)	財源検討部会② (5/22)	財源検討部会③ (6/28)	観光振興検討委員会② (7/19) 財源検討部会④ (〃)	財源検討部会⑤ (8/29)	財源検討部会⑥ (9/20)	観光振興検討委員会③						

<検討委員会での審議内容>

第2回(7/19)	中間報告
第3回(10月)	まとめ

<財源検討部会での審議内容>

第4回(7/19)	宿泊事業者向けアンケートについて
第5回(8/29)	アンケート結果の共有 宿泊税の詳細制度協議
第6回(9/20)	宿泊税の詳細制度協議